

1.募集型企画旅行契約

この旅行は大野観光自動車株式会社（以下当社という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することとなります。

又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2.旅行の申込み

（１）申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。またお客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申込みのときにお申し出ください。可能な範囲内で当社はこれに応じます。

（２）当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した翌日から起算して３日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	6,000円～ 旅行代金まで	12,000円～ 旅行代金まで	20,000円～ 旅行代金まで	30,000円～ 旅行代金まで	代金の20%～ 旅行代金まで

3.契約の成立と契約書面の交付

（１）募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領したときに成立するものとします。

（２）通信契約は前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

（３）当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しいたします。

（パンフレットがこのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします）当社が手配し、旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は当契約書面に記載いたします。

4.申込条件

15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し、一部のコースを除きます）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。

5.確定書面（最終日程表）の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されていない場合には利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後旅行開始日の前日（旅行開始日の 8 日前以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）をお渡しいたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の 15 日前までにお支払いください。

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、旅行取消料金及び消費税当諸税。

添乗員が同行するコースではこの他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。（行程に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません）

7. お客様からの旅行契約の解除

旅行開始前

お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。（なお、表でいう取消日とは、お客様が当社及び旅行業法で規定された「委託営業所」（以下「当社ら」といいます。）のそれぞれの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。）

福井発着取消料 バス部分（お一人様）

取消日	17 日前	16 日～8 日前	7 日～2 日前	旅行開始 の前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後及び 無連絡不参加
取消料率	無料	20%	30%	40%	50%	100%

パスポート部分（お一人様）

指定入園日の 14 日前から前日まで	200 円
--------------------	-------

8.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断わりする場合があります。

9.当社からの旅行契約解除及び催行の中止

(1)旅行開始前

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に国内募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがありますこの場合は旅行開始日の14日前(日帰り旅行は4日前)までにご連絡をし当社にお預かりしている旅行代金は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。

10.添乗員等

個人旅行プラン・宿泊プラン

個人旅行プラン・宿泊プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

11. 基準期日

この旅行条件は平成25年3月1日現在を基準としています。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。